

左

左右オへ統
2F
多々集
官邸ソエ

暫定版

海江田経済産業大臣の
臨時記者会見の概要

平成23年3月19日(土)
18:55~19:35
於: 記者会見室

- (冒頭発言)
- 【計画停電について】
- 【ガソリン・軽油等の供給確保について】
- 【生活関連物資の供給について】

経済産業省	
番号	700605

- (質疑応答)
- 【ガソリン・軽油等の供給確保について】
- 【計画停電、郡山市長との電話会談】
- 【原子力発電所について】
- 【笹森特別顧問の発言について】
- 【節電啓発担当大臣との役割分担について】

=====

(冒頭発言)

【計画停電について】

3月11日の東北関東大震災から昨日で一週間、今日で8日が経とうとしております。大変多くの方が地震と津波で亡くなられて、亡くなった方々に本当に心から哀悼の意を表します。そして、多くの方々が被害にあって、多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。今日はこの一週間、私ども経産省で手だてを講じたことについて、あらかた取りまとめをして皆様にお話をしたいと思います。

まず一つはやはり計画停電でございます。この計画停電は、14日から東京電力の管内におきまして、実施をされました。初めてのことでありまして、色んな混乱もございました。今日は計画停電なしの一日を迎えることができました。この計画停電は言うまでもありませんが、供給能力が震災前と比べておよそ40%減少しました。この40%減少して3100万キロワットとなりましたので、結果的にこれまでの東京電力管内の需要4100万キロワットですから、およそ25%供給が追いつかないというところから、この計画停電を行ったところであります。14日から始まったということでお話をしましたけれども、17日に私が1時半頃にこの会見所で、是非より一層の節電のお願いをするという

ことを申し上げまして、節電の協力願ひに対して、個人の方々は本当に家庭で協力をして
くださいまして、そしてまた大口利用者の方、中でも鉄道などに対しても協力方をお願い
しましたところ、電車の間引き運転をしてくれたということでございます。ただこの電車が
本数を減らしたということによって、多くの通勤の方々に大変なご苦勞をおかけしたと
いうことでございますので、これは本当にそうした方々に対してご協力頂いたことに心か
ら感謝を申し上げます。そうした中でかなり多くのご意見がこの計画停電につきましては、
寄せられています。ひとつ代表的なものを幾つかご紹介いたします。一つは日替わりで時
間帯が変わるのは、大変不便であるということ。それから、一日二回もの停電があるのは、
まったくこれは生活あるいは生産に大きな損害を与える、それから生活が大変困難である
ということ。それから、対象地域で東京23区が外れているのは、不公平ではないか、と
いうようなご意見を頂きました。それからあと一つは、電力需給の実情がなかなかわかり
にくい。先日の17日は朝方大変需要が増えましたので、午後の段階でああして記者会見
をやったわけでございますが、ああいうこの電力の需給の関係がもう少しリアルタイム
といいますか、わかれば記者会見などなくてもですね自分たちで行動ができるんじゃない
かとか、ま、こういうような意見も頂きました。それから、産業界の方々からは操業計
画を立てる上での停電実施の予見性の確保。なるべく早く、電気が止まるのかということ
を教えてほしいということありますね。それから途中停電になりますとそこで生産をスト
ップしなければいけませんから、一定程度継続して電気が使えるようにしてもらいたい、
こういうようなご意見が寄せられました。こうした利用者の声を踏まえまして、私どもか
ら東京電力に対しまして幾つか要望しまして、その中でもう既に決まりましたのは、翌日
分のみ計画停電の発表をしてございましたけども、これを一週間分まとめて公表するよう、
これは実現しました。それから、最初の日がどうしても夜遅くなって翌日の発表をしたと
いうことでございますので、翌日の午前中の分は必ず前の日のうちに、夜が遅くなること
のならないようにということ。それから翌日の日の午後の分これは当日の遅くとも2時間
前に公表するという形でまだまだほんのわずかではございますが、既に交渉の仕方が変わ
ったわけでございます。ですから、これを更にこの連日東京電力と協議をしておりますの
で、この計画停電をですね、より生産者あるいはより消費者に理解を頂けるようなもの
に変えていかなければいけないということで、これからは幾つか具体的な案もございませ
ん、今は調整中でございますので、また僅々のうちに新しいやり方を、もちろん新しいやり方
といひましてもやはり私どもはこの計画停電というものは、重要視していきたいと思っ
ております。産業界の方々からは、総量規制のような意見もございませぬ、またご承知の
ようにこの電力というのは、まさに供給能力を需要が超えてしまった瞬間にそこで予測不
能な規模の大きな停電が起きるわけでございますから、せつかく総量規制という意見はあ
っても、総量的規制をして、自分はじゃあ午後の分はあまり使わないようにしよう、だけ
どそれをみんなが、合成の誤謬という言葉がありますけど、みんながじゃあそれなら朝の
うちに使おうということになって結果的にその全体の需要が供給を上回ってしまう、そ
こでダウンしてしまうわけでございます。それから産業界については、これは総量規制とい
うことである程度縛りができる、じゃあ個人の家庭に操業規制どう風にしてやるの？20%
減らしてるような減らせない方々からは何か規制をするのってこれはできない話でありま
すから、そういうことを理解頂きまして、この計画停電といったこの先ほどもお話をしま

したけど、より需要者に納得できるような形にこれからも変えていきたいと思っております。

【ガソリン・軽油等の供給確保について】

それからですね、石油供給対策でございます。先日、パネルを使いましてご説明をいたしました。2～3日ね、ある程度ご意動いていこうという話もいたしました。最初にはですね、やっぱりこの一番大きな被害を受けた福島原発の周辺の住民の方々へのガソリンの供給の問題がございまして、これはもう言うまでもございせんが、今避難地域の方々ほとんど避難されておりますが、自宅待機と自宅に留まっていたきたいという願いを出した、指示を出した地域もございまして。或いはその地域から外れていまして、やっぱり移動したい早く遠くに行きたいという方々がございまして。しかしこういう地域にガソリンが入っていないガソリンが行き渡っていないということで、そういう方々の自主的な待避これができないということにもなりますので、特に福島県からですね、今日の午後600キロリットルの要望を受けました。そこで私どもはまずこれを最優先で必要量を確保するという約束をしまして、これについては既にもう目途の立っているところでございまして。細かなことはもしあれでしたら、事務方もおりますので聞いていただけたらよろしゅうございまして、福島県から緊急災害対策本部及び原子力災害本部宛てにおよそ600キロリットルの緊急にガソリンを回してくれというお話がございました。これはもう最優先で必要量を確保する目途が立っております。それから先ほどもお話をしました一昨日のパネルでお示しをいたしました対策のフォローアップでございまして、まず東北地方に向けた着実な供給ということでは、タンクローリーの件がございました。このタンクローリーを300台プラスするという話でございまして、このうち120台程度東北に新たに追加投入済みでございまして。おおよそ300台と言いましたが、そのうち120台は追加投入済みでございまして。そして、更に現時点でおおよそ280台まで確保する方向で調整をしております。ですから、これも順次可能なものから、東北地方に移動しているということでございまして。お約束をした300台から更に20台くらいということでございまして、おおよそ300台を上回る数が東北地方へのガソリンの運送に全力であたるということになるかと思っております。

それからもう一つ東北地方への供給余力の確保ということで、これも西日本の製油所の稼働率の向上、それから在庫の取り崩し、それから輸出の抑制などによってこの精油所と、それから、北海道の2つの製油所がございまして。ここからの供給と合わせて東北地方の日量必要量約1日3.8万キロリットル。これはほぼ確保する見通しでございまして。それから油槽所でございまして。これは一番大きな東北地方の特に太平洋側の一番大きな油槽所でありまして塩竈の油槽所でございまして、これにつきましては一昨日以降ですね、もう既に貯めております在庫から日量約60キロリットルを使わしているところであります。これを日常やはり必要なのは数千キロでありますから、この必要とされる日量数千キロリットルへ引き上げるためには、どうしてもタンカーが着きます棧橋が必要でございまして。この棧橋の改修、特に大型な規模のタンカーが着岸できるように工事など21日までに行えるように、今調整中でございまして。是非これは21日に完成を得たいと。そしてこの21日

この塩竈港の棧橋が完成するということを前提に、愛知県の製油所からですね、2千キロリットルの輸送船が既に出港しております。これは名古屋港からであります、名古屋港といいますが愛知県の製油所ですから名古屋の製油所さんですね。タンカーが2千キロリットルを積んだタンカーがこの21日に合わせて出港したところでございます。それから八戸油槽所これは被害に遭いまして停止をしておりましたけれど、ここからも在庫から60キロリットルを本日出荷したところでございます。

それから、JX仙台製油所では火災があつて、大変大きな被害を受けましたので、運転再開までまだ1~2年必要でございますが、特に被災者のためにドラム缶に入っております約500本分ですね、ドラム缶500本分のこれは灯油と軽油でございますけれども、これを出荷する予定がありまして、そのうちの一部200本これを昨日と今日の2日間で既に出荷いたしました。それからもう一つお約束をしました緊急車両や緊急の物流向けの緊急重点サービスステーションSSでございます。この緊急重点SSの整備につきましては、東北地方東北6県で、178カ所指定をし終わりました、関係機関団体に連絡をし終わったところでございます。それから鉄道でございますけれども、これはまあ一部のニュースなどに載りましたけれども、昨日根岸から盛岡に向けまして、ガソリン経由など約800キロリットルの輸送が始まったところで、明日以降もこれを継続していくというところでございます。

それから灯油でございます。被害であつた地域で大変寒い状況、雪も降っている状況でございますので、こちらの人々向けに本日の2日間で各社約300本を自衛隊の入間基地198本、松島基地100本搬入をしてそしてそこからそれぞれの地域に配送が行われたということでございます。なお、これにプラスして石油連盟がドラム缶2000本分の灯油を被災地に送るということで今作業をしているということでございます。

それから関東圏におきましてガソリンや軽油などの安定供給の確保でございます。関東圏の震災によりまして操業が停止しておりました3精油所につきまして東燃、川崎及び極東石油これは16日に既に再稼働したところでございます。再稼働したばかりではなかなか生産能力が低いわけでございますが、徐々に生産能力を高めていくということでございます。来週早々にはJX根岸の精油所が再稼働する見込みでございます。そして、この3連休中におおむね4万キロリットルを関東圏に転送する予定でございます。それから関東圏の緊急車両、物流向け緊急重点SSでございますが1都6県で161箇所の緊急重点SSを指定し、関係機関、団体に連絡し、重点供給を開始しているところでございます。こうしたこのガソリン、灯油などの石油製品の供給対策につきましてわたくしどもは関係業界、関係団体と協力しながらぜひ1日でも早く安定供給ができるようにこれまで以上の努力を続けていくつもりでございます。

【生活関連物資の供給について】

それからちょっとたくさんございますけれども、ここにかきましたのが3月18日現在でございますが、経産省から団体、それから個別の企業に対してお願いをした、それからほぼ同時並行的に自発的に申し出をしてくれた団体企業もたくさんございます。この中からすでにこれは現地到着済みでございます。現地に到着済みの生活必需品についてはこんな

形でございます。それなら、自分のところも協力しようという企業、あるいは業界団体の方々には経済産業省の業種所管の担当課に申し出をしていただければと現地に届けるように致します。これまで経産省はおよそ300の企業・団体にお声がけいたしております。その一部がそこに書いてあります例でございますが、こういう形で本当に企業さんから頂きましたご厚情に関しましては、近いうちに経産省のHP等で個別の企業名・団体等についても公表させていただきたいと思っております。

長くなりましたが、それから、一部の報道機関ではすでに報道して頂いておりますが、やっぱり風評と申しますか、実際には物が、もちろん当初は大変逼迫していた企業もあったわけではございますが、今お話ししたような段取りでこれから着々と供給が行われるわけでございますから、ぜひ、そういう風景をお取りいただきまして、そして取材いただきまして、本当に民心といいますか、国民の皆様の安心の後押しをしていただきたいと思います。

ざっと本当に長くなりましたが、今日わたくしの方からみなさん方にお伝えしたいと思いましたが、以上でございます。

(質疑応答)

【ガソリン・軽油等の供給確保について】

Q：石油製品の東北地方への供給ですが、3.8万キロリットルの供給はいつぐらいに確保完了ということになるのでしょうか。また、今回の進捗状況について、被災者の方へのメッセージがあればお願いします。

A：完了というのは全部が、ということでございますのでこれには数日かかります。ただ、数週間というお話ではありません。本当に数日というところでございます。その間、寒い思いをされている、あるいは生活に大変な不便・危機を感じていらっしゃる皆様方には是非、もう既に動いていておりますので、まだ、十分な量ではないかもしれませんが、まもなくその動きを実感、体感できることになろうかと思っておりますので、今しばらくお待ちいただきたい。おそらく、動き始めたなということは感じていただけるケースもあろうかと思っております。ただ、本当に、自分の遠の声が届いて、政府がそれをしっかりと供給してくれたんだなという風を実感するまでにはもう少し時間がかかると思っておりますので、あと数日でございますのでぜひそれまでご理解いただきたい。

Q：3.8万キロ、数日で確保ということですが、いったんできればその後は引き続き供給できる体制が整うという理解で宜しいでしょうか？

A：その意味では体制が整いますから、3.8万キロというのが、これまで季節分の調整もございまして、それから今回大きな被害をうけられた地域でありますので、生産活動など減退していると思っておりますけれども、3.8万キロあれば、そういったガソリン、あるいは灯油・石油製品についてですね、今のような状態ではなくなるということを感じられる。それを維持しなければいけません。

Q：関連して、もしわかれば現状どれくらい量が届いているかわかれば教えて下さい。

A：それは難しいですね。

【計画停電、郡山市長との電話会談】

Q：計画停電について当面続けなければいけないという趣旨のご発言でしたが、それで発表を早めたりとかそういった対応をされた、新たに利用、対応しやすい方策を考えてらっしゃるとのことでしたがそれはどういったものかということでしょうか？

また、発表の内容とは違いますが郡山市の市長が今日大臣に電話をされた。国や東電が第1原発の配慮を前提とした対応をすべきだというような要請をしたと聞いております。大臣は、要請を受け止めて対応したい、というお答えをされたと聞いているのですけれども、第一原発について、今の現状であると再開は難しいというご認識なのでしょうか。

A：まず最初に、具体的に詰めをしていて、案は私の方にはあります。ただ、今詰めをしている段階ですので、本当は今日に間に合わせたかったのですが、2、3日中に、その話は具体的にこうしましたよという発表ができようかと思えます。

あの、郡山の市長の電話ですが、はっきり申し上げまして、ちょっと唐突といいますが、私は、東電の本部の方におりましたけれども、とにかく重要なことだから連絡をいただきたいということでこっちへ戻ってきまして、こちらの役所から電話を折り返したわけですが、おっしゃることはわかるわけですが、ただなにぶんにも本当に今、この原子力の進行しておる状況でありまして、やはりこれをなんとかして押しとどめたいという思いが大変強くございますから、今の段階でどの発電をとりやめにしてもらいたいということは言えない段階でありますので、おっしゃることは、電話があったということはそういう内容の要請があったということは聞きましたということをお知らせしたわけでありまして、なぜ今、非常時にそのことをおっしゃるのかなあというのはあまりよくわかりません。ですけれども、その声はしっかり聞かせて届けさせていただきました。

Q：大臣、関連して、ただその地元の人がわざわざそういった廃炉を前提とした対応をしてほしいという声明を発表するということは、地元から見ると国や東電が運転再開を前提とした対応をしていると見えているからこそ、こういった声明を発表したのではないのでしょうか。

A：運転再開できるような状態だと思いますか。今の状況が。

Q：大臣のお考えはどうなんでしょうか。

A：今まさに進行している状況ですからね。そういう状況だとは、今の段階でね、そんなことを誰も考える人はいないでしょうし、とにかくこれをなんとかして、被害をこれ以上広げないと。それに本当に一生懸命になっているところですから。そんなこと考える人は誰もいないと思いますよ。実際にやっている人はね、現場でやっている人はね。

Q：国や東電がという風に市長があえて声明を発表されたというのは大きなことだと思います。

A：いいですよ、電話かけてきてもいいですけども、申しわけないけれども、私はお聞きはしますけれども、今、これから将来のことを言う話ではなくて、今やらなくてはいけないのは、この被害を少しでも小さくすることですよ。とどめることですよ。水だって、本当に消防の人達、自衛隊の人達苦勞していますよ。大変な、本当に。そこの調整とか、並大抵なことではないですよ、これは。そこをみんな一生懸命やるということで、そしてその中から次のことが開けてくることであって、これから先どうしますとかこうしますとかいう話ではないですよ。今はそんな段階ではないと思いますよ。
とにかく、現実、進んでいるんですから。

Q：いずれそれを判断する時期はくるといふことなんですか。

A：それはいずれでしょう。ただ、今はやっぱり目の前で進行していることをね、なんとか押しとどめる、被害を少しでも小さくする。そういうことだと思いますよ。

【原子力発電所について】

Q：関連してですけど、先ほども地震がありましたけれども、静岡でも大きな地震がありまして、浜岡周辺の住民なども止めてもらえないだろうかと意識を深めている人もいまして、他の原発で津波の被害を受ける可能性のある地域にどのような対応を考えていますか。

A：それはあの、一つには供給力との関係がございますね、今、当然のことながら火力発電、火力発電の一部の中にはその能力を100%まだ活かしていないものもありますから、それをやってもらう。休眠状態にある火力発電もありますから、それで目一杯やってもらうということがまず第一でありまして、供給が追いつかずに止めることによって、それこそ大規模な停電ということは今の段階では無理だろうと思います。それからやっぱり、今は、まだ本当に現に進んでいる状況があるわけですから、その進んでいる状況をストップさせるというのが私の最大の任務だと思っております。それから先はしっかり議論したいと思っております。

Q：福島第一の話なんですが、被害をできるだけ小さくするためには、炉が致命的な、再開できないような形で、例えば、コンクリートで固めてしまうとかいうことも含めて、炉が再開できないような状況になることも踏まえて、きちんと最小限の被害にとどめるということでもよろしいですね。

A：一つだけはっきりしていることは、被害を最小限にとどめる。そのためにはなんでもやるということです。

Q：炉が再開できなくても。

A：炉が再開とか、そちら側から考えていくのではなくて、被害をとどめるためにはやれることは何でもやるためのことはなんでもやる。そのために再開のためにこれはやってはいけないとか、そういう選択肢はないということです。その点をご理解いただきたい。

Q：昨日 IAEA の天野事務局長がいらっしやいまして、日本政府からの情報がより多く、より早く正確に伝えて欲しいという各国の要望が伝えられたかと思うんですが、それと関連して担当の方にウィーンにきて説明してほしいという要望をしたと思うんですがそのあたりは。

A：それについては今保安院にいる職員を1名ウィーンに派遣することを決めました。月曜日ですから、明日でるんですかね、たしかね。近日中に日本を立ちまして、ウィーンで実際のことをつぶさに話ってくるということでございます。

【笹森特別顧問の発言について】

Q：大臣、笹森氏が菅さんと会談したときに、最悪の事態になった時には、東日本がつぶれるということも想定しなければならぬと発言したようなんですけども、そのようなケースの想定、避難指示とか誘導とかいう対応は今のところやってきていらっしやるのでしょうか。

A：その話は私も聞いておりませんので、どなたがそう言ったんですか。

Q：笹森さんが、菅さんと会談したときに。今日の官房長官会見で出ています。

A：そうですか。

Q：ご確認いただけますか？

A：後で確認しますけれども、とにかく私は、今の進行している事態をできるだけ被害を少なくするという、それから、国民に被害が拡大しないように適切な処置をするということでもあります。

【節電啓発担当大臣との役割分担について】

Q：大臣、大変な重責の中、非常に仕事を持ってらして大変かと思うんですけども、節電担当大臣の蓮舫氏に節電とか計画停電とかお任せするというような役割分担はどうなっているのですか。

A：それはちょっと考えています。電力のことは基本的に日々見ているのは私でございますが、そこはうまく役割分担をしたいと思っております。

(以 上)



地震被害情報 (第35報)
(3月20日7時30分現在)

原子力安全・保安院が現時点で把握している東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、東北電力(株)川原子力発電所、日本原子力発電(株)東海第二、電気、ガス、熱供給、コンビナート被害の状況は、以下のとおりです。

前回からの変更点は以下のとおり。

1. 原子力発電所関係

○福島第一原子力発電所

【放水関係】

・東京消防庁ハイパーレスキュー隊が3号機の使用済燃料プールに向け放水作業を実施。

放水開始 (19日14:10)

放水終了 (20日03:40)

【冷却関係】

・6号機のRHR(B)が復旧、本格運転(19日22:14)

2. 産業保安関係

別紙参照

1. 発電所の運転状況【自動停止号機数：10基】

○東京電力(株)福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町及び双葉町)

(1) 運転状況

1号機 (46万kW) (自動停止)

2号機 (78万4千kW) (自動停止)

3号機 (78万4千kW) (自動停止)

4号機 (78万4千kW) (定検により停止中)

5号機 (78万4千kW) (定検により停止中)

6号機 (110万kW) (定検により停止中)

(2) モニタリングの状況

別添参照

(3) 主なパラメーター (20日7:30現在)

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
原子炉圧力*1 [MPa]	0.304(A)	0.087(A)	0.281(C)	-	1.296	0.716
原子炉格納容器圧力(D/W) [kPa]	180	130	340	-	-	-
原子炉水位*2 [mm]	-1750(A)	-1300(A)	-1950(A)	-	1981	2000
原子炉格納容器内S/C水温 [°C]	-	-	-	-	-	-
原子炉格納容器内S/C圧力 [MPa]	170	D/S	D/S	-	-	-
使用済燃料プール水温 [°C]	-	-	-	84	37.1	41.0
備考	3/20 3:20 5:00	3/20 5:00	3/20 4:30	3/14 04:08	3/20 7:00	3/20 7:00
	現在の値	現在の値	現在の値	現在の値	現在の値	現在の値

*1: 絶対圧に換算

*2: 燃料頂部からの数値

(別紙)

(4) その他異常に関する報告

- ・原子力災害対策特別措置法第10条通報(11日15:42)
- ・同第15条(非常用炉心冷却装置注水不能)通報(1、2号機)(11日16:36)
- ・東北電力の送電線から受電するケーブルを敷設。放水作業後に2号機へ接続予定(17日17:30)。1～4号外部電源の復旧等に係る作業内容(東北電力(株)送電系統からの受電、自社発電所よりルート変更を介しての受電)を確認中(18日06:30現在)

<1号機関係>

- ・1号機の原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水注入開始(13日11:56)→14日01:30一時中断
- ・1号機で爆発音。(12日15:36)
- ・原子炉圧力容器へ海水注入中。(19日12:00現在)

<2号機関係>

- ・2号機は注水機能を維持(13日14:00)
- ・3号機の建屋の爆発に伴い、原子炉建屋クローラトハネル開放(14日11時過ぎ)
- ・2号機の原子炉圧力容器の水位が低下傾向(14日13:18)。原子力災害対策特別措置法第15条事象(原子炉冷却機能喪失)である旨、受信(14日13:49)
- ・2号機の原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水注入準備(14日13:20)
- ・2号機の原子炉圧力容器の水位が低下傾向(14日22:30)
- ・2号機で爆発音するとともに、サプレッションプール(圧力抑制室)の圧力が低下(15日6:10)。同室に異常が発生したおそれ。(15日6:20頃)
- ・原子炉圧力容器へ海水注入中。(19日12:00現在)
- ・外部送電線から予備電源変電設備までの受電を完了し、そこから負荷側へのケーブル敷設を実施。本日の作業終了(19日15:30現在)

<3号機関係>

- ・3号機の原子炉圧力容器内に消火系ラインにて海水注入開始(13日11:35)
- ・3号機の原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水注入開始(13日13:12)
- ・3号機及び1号機の注入をくみ上げ箇所の海水が少なくなったため停止。(14日1:10)
- ・3号機の海水注入を再開(14日3:20)

3

- ・3号機の格納容器圧力が異常上昇(14日7:44)。原子力災害対策特別措置法第15条事象である旨、受信(14日7:52)。
- ・3号機で1号機と同様に原子炉建屋付近で爆発(14日11:01)
- ・3号機から白い湯気のような煙が発生(16日8:30頃)
- ・3号機の格納容器が破損しているおそれがあるため、中央制御室(共用)から作業員退避(16日10:45)。その後、作業員は中央制御室に復帰し、注水作業再開(16日11:30)
- ・自衛隊のヘリにより3号機への海水の投下を4回実施(17日9:48、9:52、9:58、10:01)

- ・機動隊が地上放水のため現場到着(17日16:10)
- ・17日19:35から、自衛隊により放水。
- ・警察庁機動隊による地上放水(17日19:05～19:13)
- ・自衛隊消防車5台が地上放水を実施(17日)
(各台放水開始時刻:17日19:35、19:45、19:53、20:00、20:07)
- ・自衛隊消防車6台(6台放水/台)が地上放水を実施(18日14時前～14:38)
- ・米軍消防車1台が地上放水を実施(18日14:45終了)。
- ・原子炉圧力容器へ海水注入中(19日10:00現在)。
- ・ハイパーレスキュー(14台)が正門前に到着し(18日23:10)、うち、6台が地上放水のため発着所に入構(18日23:30)。
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊が放水作業を実施し、完了(20日3:40終了)。

<4号機関係>

- ・4号機のオペレーションエリアの壁が一部破損していることを確認(15日6:14)。
- ・4号機で火災発生。(15日9:38) 事業者によると、自然に火が消えていることを確認(15日11:00頃)
- ・4号機の使用済燃料貯蔵プール水温度が上昇(3月14日4:08時点で84℃)
- ・4号機で火災が発生(16日6:45頃)。事業者によると、現場での火は確認できず(16日6:15頃)。
- ・原子炉圧力容器のシュラウド工事中のため、原子炉圧力容器内に燃料はなし。
- ・自衛隊が4号機の使用済燃料プールに向け放水作業を開始。(20日8:20)

<5号機、6号機関係>

- ・6号機の非常用D/G(1台)は運転可能。これにより5、6号機に電力

4

供給中。MUWC（復水補給水系）を用いて原子炉圧力容器及び使用済燃料プールへ注水をしている。

- ・6号機の非常用ディーゼル発電機2台目（A）起動。（19日4:22）
- ・5号機の残留熱除去系（RHR）ポンプ（C）（19日5:00）及び6号機の残留熱除去系（RHR）ポンプ（B）（19日22:14）が起動し、除熱機能回復。使用済燃料貯蔵プールを優先的に冷却（電源：6号の非常用ディーゼル発電機）。（19日5:00）
- ・6号機のRHRポンプ（B）が復旧。本格運転（19日22:14）

＜使用済燃料共用プール＞

- ・18日6：00過ぎ、プールはほぼ満水であることを確認。
- ・19日9時00分時点でのプール水温度は5.7℃程度。

○東京電力(株)福島第二原子力発電所（福島県双葉郡楳葉町及び富岡町）

(1) 運転状況

- 1号機（110万kW）（自動停止、14日17:50 冷温停止）
- 2号機（110万kW）（自動停止）14日18:00 冷温停止
- 3号機（110万kW）（自動停止、12日12:15 冷温停止）
- 4号機（110万kW）（自動停止、15日7:15 冷温停止）

(2) モニタリングポスト等の指示値
別添参照

(3) 主なプラントパラメーター（20日7:00現在）

	単位	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉圧力 ^{*1}	MPa	0.19	0.12	0.11	0.15
原子炉水温	℃	38.2	31.2	26.6	37.5
原子炉水位 ^{*2}	mm	10646	10246	7478	8785
原子炉格納容器内 リゾトリオンゲ-4水温	℃	31	24	41	29
原子炉格納容器内 リゾトリオンゲ-4圧力	kPa (abs)	159	109	108	115
備考		冷温停止中	冷温停止中	冷温停止中	冷温停止中

*1：絶対圧に換算

*2：燃料頂部からの数値

- (4) その他異常等に関する報告
- ・1号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報（11日18:08）

- ・1、2、4号機にて同法第10条通報（11日18:33）
- ・1号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生（12日5:22）
- ・2号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生（12日5:32）
- ・4号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生（12日6:07）

○東北電力(株)女川原子力発電所（宮城県牡鹿郡女川町、石巻市）

(1) 運転状況

- 1号機（52万4千kW）（自動停止、12日0:58 冷温停止）
- 2号機（82万5千kW）（自動停止、地震時点で冷温停止）
- 3号機（82万5千kW）（自動停止、12日1:17 冷温停止）

(2) モニタリングポスト等の指示値
MP2付近（敷地最北敷地境界）約6,500nGy/h（14日19:00）
→約5,400 nGy/h（15日19:00）

(3) その他異常に関する報告

- ・タービン建屋地下1階の発煙は消火確認（11日22:55）
- ・原子力災害対策特別措置法第10条通報（13日13:09）

2. 産業保安

○電気（3月20日7:30現在）

・東北電力（3月19日21:00現在）

- 停電戸数：約2.6万戸（延べ停電戸数 約4.86万戸）
- 停電地域：青森県 三八の一部地域（約6百戸）
- 岩手県 一部地域（約4万3千戸）
- 宮城県 ほぼ全域（約17万5千戸）
- 福島県 一部地域（約3万8千戸）

・東京電力

停電は19日01：00までに復旧済（延べ停電戸数 約4.05万戸）

・北海道電力

停電は12日14：00までに復旧済（延べ停電戸数 約3千戸）

・中部電力

停電（長野県）は12日17：11に復旧済（延べ停電戸数 約4百戸）

○一般ガス（3月20日7:30現在）

死亡事故：地震との関係も含め原因詳細調査中。

- ・盛岡ガス(盛岡市)死者1名、負傷者10名
14日08:00 デパートの地下での爆発
- ・東部ガス(いわき市)死者1名

12日11:30 一般住宅での漏えいガスに着火

北海道、山形県、秋田県においては、供給停止の報告はない。
各社の供給停止状況は以下の通り。

- ・仙台市ガス 358,781戸供給停止
- ・塩釜ガス(塩釜市等) 12,382戸供給停止
- ・福島ガス(福島市) 63戸供給停止
- ・東部ガス(土浦市) 4,589戸供給停止
(水戸市) 79戸供給停止
- ・釜石ガス(釜石市) 7,000戸供給停止
- ・常磐共同ガス(いわき市) 12,322戸供給停止
- ・京葉ガス(浦安市) 6,876戸供給停止
- ・東北ガス(白河市) 272戸供給停止
- ・常磐都市ガス(いわき市) 518戸供給停止
- ・気仙沼市ガス(気仙沼市) 2,800戸供給停止
- ・石巻ガス(石巻市) 14,771戸供給停止

○簡易ガス(3月20日7:30現在)
各社の供給停止状況は以下の通り。

- ・宮城ガス(塩竈市) 651戸供給停止
(仙台市) 2,058戸供給停止
- ・岩沼市農業協同組合(岩沼市) 753戸供給停止
- ・橋本産業(東松島市) 80戸供給停止
- ・福陽ガス(須賀川市) 81戸供給停止
- ・仙台市ガス局(名取市) 1,225戸供給停止
(仙台市) 114戸供給停止
(岩沼市) 342戸供給停止
(黒川郡富谷町) 1,855戸供給停止
- ・仙台プロパン(途米市) 93戸供給停止
(亶理郡山元町) 360戸供給停止
(宮城県松島町) 192戸供給停止
- ・仙南ガス(白石市) 409戸供給停止
(岩沼市) 252戸供給停止

7

- ・カメイ(亶理郡山元町) 189戸供給停止
(白河市) 596戸供給停止
- ・須賀川市) 783戸供給停止
(いわき市) 126戸供給停止
(宮古市) 197戸供給停止

- ・共同ガス(須賀川市) 163戸供給停止
- ・東北ガス(白河市) 360戸供給停止
- ・いわきガス(いわき市) 594戸供給停止
- ・相馬ガス(相馬市) 143戸供給停止
- ・相馬市ガス(相馬市) 100戸供給停止
- ・勝田ガス事業協同組合(ひたちなか市) 647戸供給停止
- ・帝石プロパンガス(高萩市) 747戸供給停止
- ・倉島商事(福島市) 240戸供給停止
- ・若松ガス(福島市) 1,051戸供給停止
- ・アイソフ(安達郡本宮町) 489戸供給停止
- ・トーホクガス(多賀城市) 130戸供給停止
- ・三重商会(大船渡市) 81戸供給停止
- ・名取岩沼農業協同組合(岩沼市) 586戸供給停止

○熱供給(3月20日7:30現在)

- ・小名浜配管(いわき市小名浜)供給停止

○LPGガス(3月20日7:30現在)

- 死亡事故：地震との関係も含め原因詳細調査中
- ・福島県いわき市 死者1名
13日午前中 共同住宅でガス爆発

○コンビナート(3月20日7:30現在現在)

- ・コエモ石油千葉製油所(千葉県市原市)
LPG貯槽の支柱が折れ、破損。ガス漏れ火災。
重傷者1名、軽傷5名。3月19日午後襲撃。
- ・JX日鉱日石エネルギー(株)仙台製油所(宮城県仙台市)
出荷設備工リテで爆発、火災が発生。3月15日午後襲撃。

3 原子力安全・保安院等の対応
【3月11日】

8

- 14:46 地震発生と同時に原子力安全・保安院に災害対策本部設置
 - 15:42 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
 - 16:36 福島第一原子力発電所1、2号機にて事業者が同法第15条事象(原子炉冷却機能喪失)発生判断(16:45通報)
 - 18:08 福島第二原子力発電所1号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
 - 18:33 福島第二原子力発電所1、2、4号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
 - 19:03 緊急事態宣言(政府原子力災害対策本部及び同現地対策本部設置)
 - 20:50 福島県対策本部は、福島第一原子力発電所1号機の半径2kmの住人に避難指示を出した。(2km以内の住人は1864人)
 - 21:23 内閣総理大臣より、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示を出した。
 - ・福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。
 - ・福島第一原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内退避指示。
 - 24:00 池田経済産業副大臣現地対策本部到着
- 【3月12日】
- 5:22 福島第二原子力発電所1号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第15条事象(圧力抑制機能喪失)発生判断(6:27通報)
 - 5:32 福島第二原子力発電所2号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第15条事象(圧力抑制機能喪失)発生判断(6:27通報)
 - 5:44 総理指示により福島第一原子力発電所の10km圏内に避難指示
 - 6:07 福島第二原子力発電所4号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(圧力抑制機能喪失)発生
 - 6:50 原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第1号機及び第2号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命じた。
 - 7:45 内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楡野町長、富岡町長及び大熊町長に対し、東京電力(株)福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示を出した。
- ・福島第二原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。

9

- ・福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内退避指示。
 - 17:00 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信
 - 17:39 内閣総理大臣が福島第二原子力発電所の避難区域・福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する避難指示を指示。
 - 18:25 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域・福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民に対する避難指示を指示。
 - 19:55 福島第一原子力発電所1号機の海水注入について総理指示
 - 20:05 総理指示を踏まえ、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所1号機の海水注入等を命じた。
 - 20:20 福島第一原子力発電所1号機の海水注入を開始
- 【3月13日】
- 5:38 福島第一原子力発電所3号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(全注水機能喪失)である旨、受信。
 - 9:01 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信
 - 9:08 福島第一原子力発電所3号機の圧力抑制及び真水注入を開始
 - 9:20 福島第一原子力発電所3号機の耐圧ベントリ開放
 - 9:30 福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長、浪江町長に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき、放射能除染スクリーニングの内容について指示
 - 9:38 福島第一原子力発電所1号機にて原子力災害対策特別措置法第15条通報
 - 13:09 女川原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
 - 13:12 福島第一原子力発電所3号機の注入を真水から海水に切り替え
 - 14:36 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信
- 【3月14日】
- 1:10 福島第一原子力発電所1号機及び3号機の注入をくみ上げ箇所の海水が少なくなつたため停止。
 - 3:20 福島第一原子力発電所3号機の海水注入を再開
 - 4:40 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象

10